

旅館業に係る構造設備及び衛生措置の基準

■利用の基準（旅館業法施行令） 1/2

政令			区分			内 容	判定
条	項	号	ホテル・旅館	簡易宿所	下宿		
3						営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。	—
		1	○	○	○	善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。	
		2	○	○	○	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。	

■宿泊者名簿（旅館業法、旅館業法施行規則、久留米市旅館業法施行細則）

			区分			内 容	判定
条	項	号	ホテル・旅館	簡易宿所	下宿		
<b>法</b>							—
6			○	○	○	営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならない。	
	2		○	○	○	宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。	
<b>規則</b>							—
4 の 2						法第6条第1項の宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。	
	2					法第6条第1項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。	—
		1				旅館業の施設	
		2				営業者の事務所	
	3					法第6条第1項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。	—
		1				宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号	
		2				その他都道府県知事が必要と認める事項	—
4 の 3						旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第2号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。	—
		1				事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。	
		2				宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	
<b>市細則</b>							—
8						省令第4条の2第3項第2号に規定する市長が必要と認める事項は宿泊開始日及び宿泊終了日とする。	

旅館業に係る構造設備及び衛生措置の基準

■ 宿泊拒否事由（旅館業法、旅館業法施行規則、久留米市条例） 2/2

条	項	号	区分			内 容	判定
			ホテル・旅館	簡易宿所	下宿		
<b>法</b>							—
5	1					営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。	—
		1	○	○	○	宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。	
		2	○	○	○	宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。	
		3	○	○	○	宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。	
		4	○	○	○	宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。	
	2		○	○	○	営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者の求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるものとする。	
<b>規則</b>							—
5 の 6						法第5条第1項第3号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。	—
		1				宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊25年法律第65号）第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）	
		2				粗野又は乱暴な言動その他の従事者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの	
<b>市条例</b>							—
9						法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときとする。	